

総 財 務 第 218 号
平成19年10月17日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長

総務省自治財政局長

公会計の整備推進について(通知)

地方公共団体の公会計の整備については、平成18年8月31日に通知した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(以下「指針」という。)により、その推進を要請したところですが、この度、既に公表されている公会計のモデルについての実務的な検証を「新地方公会計制度実務研究会」において行いました。

ついては、各地方公共団体におかれましては、下記の内容に留意の上、公会計の整備を進めていただくようお願いします。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その周知を図られるようお願いいたします。

記

- 1 地方公共団体における公会計の整備は、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」、「経済財政改革の基本方針 2007 について」等において、その推進が要請されてきたものであること。
- 2 指針では、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととしていること。
- 3 また、指針では、資産・債務管理において、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定することとしていること。
- 4 財務書類の作成にあたっては、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月18日公表)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月17日公表)を活用してその推進に取り組むこと。

- 5 なお、財務書類の公表に当たっては、別紙「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を参考にして、住民等に分かりやすい公表に留意すべきこと。

(連絡先)

総務省自治財政局財務調査課

課長補佐 稲原(内 3331)

係長 中西(内 3498)

電話 03(5253)5111(代表)

03(5253)5647(直通)

財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項

1. 開示に当たり留意すべき点

地方公共団体は、住民等の地域の構成員及び利害関係者から負託された資源の配分と運用の状況を説明する責任を有しているとともに、地方公共団体の行政活動により自らの社会経済活動に影響を受ける利害関係者にとって有用な財務情報を提供することが重要である。

財務書類を開示するに当たり最も重要な点の1つは、「理解可能なものであること」である。

民間企業の財務に関する開示情報は、会計に関する一定の知見を有する投資家や債権者等の理解可能性を前提とすることができるのに対して、地方公共団体の公会計による開示情報の受け手は、会計に関し一定の知見を有するとは限らない住民等をはじめとした幅広い利害関係者であるため、投資家等のような理解可能性を前提とすることは不適當である場合が少なくない。

今回、「新地方公会計制度実務研究会報告書」(以下「報告書」という。)により提示された財務書類は、地方公共団体特有の事象に配慮しながら、発生主義を活用し、複式簿記の考え方を導入したものである。従って、企業会計の考え方に十分な知見のない開示対象者に対しては、従来の地方公共団体の財務情報に加えてどういった情報が新たに提供されるかを明らかにする必要があるとともに、民間企業会計に知見のある開示対象者には、地方公共団体の公会計に特有の考え方について明らかにする必要がある。例えば、資産には「将来、行政サービスの提供能力があるもの」も計上されることや、民間企業会計における「売上」や「利益」が意味する企業経営の成果に相当する財務数値が、地方公共団体の場合には必ずしも「税収」や「収入と行政コストとの差額」とは言えないことなどに配慮した解説が重要である。

報告書では、一定の雛形での財務書類の作成と必要な注記や附属明細書を求めているが、地方公共団体の幅広い開示対象者に理解されるためには、簡潔に要約された財務書類の作成と平易な解説が重要である。

2. 簡潔に要約された財務書類

報告書で示した財務書類の雛形を要約し、より簡潔に全体を示す財務書類として、例えば次のような様式が考えられる。その場合、報告書中の「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の間には財務数値の差異が存在することから、どのモデルで作成された財務書類の要約であるかを明記する必要がある。また、各財務書類の科目について、文書末尾の【参考】に示すような説明を加えることで、理解の促進が期待される。

(1) 貸借対照表

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 公共資産	***	1. 固定負債	***
(1) 事業用資産	***	(1) 地方債	***
(2) インフラ資産	***	(2) 退職手当引当金	***
(3) 売却可能資産	***	(3) その他	***
2. 投資等	***	2. 流動負債	***
(1) 投資及び出資金	***	(1) 翌年度償還予定地方債	***
(2) 貸付金	***	(2) その他	***
(3) 基金等	***		
		負債合計	***
3. 流動資産	***	純資産の部	
(1) 資金	***		
(2) 未収金	***	純資産合計	***
資産合計	***	負債及び純資産合計	***

(2) 行政コスト計算書

	金額
経常費用	***
1. 人にかかるコスト	***
(1) 人件費	***
(2) 退職手当引当金繰入等	***
2. 物にかかるコスト	***
(1) 物件費	***
(2) 減価償却費	***
(3) 維持補修費	***
等	
3. 移転支出的なコスト	***
(1) 他会計への支出	***
(2) 社会保障給付	***
等	
4. その他のコスト	***
(1) 公債費(利払)	***
等	
経常収益	***
使用料・手数料等	***
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	***

(3) 純資産変動計算書

	金額
期首純資産残高	***
純経常行政コスト	△***
財源調達	***
地方税	***
地方交付税	***
経常補助金	***
建設補助金	***
その他	***
資産評価替・無償受入	***
その他	***
期末純資産残高	***

(4) 資金収支計算書

	金額
1. 経常的収支	***
2. 公共資産整備収支	***
3. 投資・財務的収支	***
当期収支	***
期首資金残高	***
期末資金残高	***
(基礎的財政収支)	
収入総額	***
支出総額	***
地方債発行額	***
地方債元利償還額	***
減債基金等増減	***
基礎的財政収支	***

3. 財務書類の説明・分析のあり方

(1) 財務書類が示す情報の意味

企業会計の考え方に十分な知見のない住民等に対しては、簡潔に要約された財務書類を提示するとともに、財務書類によりどのような情報が提示されるのかについても平易に説明する必要がある。その際、報告書でも言及があるが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「地方公共団体財政健全化法」という。)の健全化判断比率についても、附属明細書や財務書類の注記を活用し、提示することが望ましい。

貸借対照表は、地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについて情報を示すものである。公共資産を「将来の経済的便益の流入が見込まれる資産」、「経済的便益の流入は見込まれないものの、行政サービス提供に必要な資産」、「売却が可能な資産」に区分し、その保有状況を住民に開示することができる。また、地方公共団体財政健全化法の将来負担比率の算定について、連結貸借対照表の注記等を活用し、貸借対照表に示される数値も引用しながら説明することが望ましい。

行政コスト計算書は、地方公共団体の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものである。コストの面では、人件費等の人にかかるコスト、物件費等の物にかかるコストといった区分を設けており、住民への説明に当たっては当該コストの性質について簡潔に説明することができる。

純資産変動計算書は、地方公共団体の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残余が、一会計期間にどのように増減したかを明らかにする。総額としての純資産の変動に加え、それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報も示される。

資金収支計算書は、現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などと区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを説明することができる。また、基礎的財政収支も説明することができる。さらに、地方公共団体財政健全化法の実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の算定について、資金収支計算書又は連結資金収支計算書に示される数値も引用しながら説明することが望ましい。

(2) 分析の視点

簡潔に要約された財務書類を作成し、財務書類により示される情報の意味を平易に説明した上で、さらに、例えば次のように財務情報を分析し、類似団体や近隣団体との比較も行いながら、住民等に対して説明することも期待される。

分析の視点	貸借対照表 と 資金収支計算書	行政コスト計算書 と 純資産変動計算書
財務書類の中での分析	・地方債残高対公共資産比率又は純資産対公共資産比率(社会資本形成の世代間負担の状況) ・資産形成規模(歳入額対資産比率) ・公共資産の行政目的別割合 ・公共資産の行政目的別経年比較 ・資産の老朽化度(公共資産の減価償却累計率)	・単年度の受益と負担の状況(行政コスト対税収等比率) ・受益者負担の割合(行政目的別経常収益対経常費用比率) ・行政目的別行政コスト対公共資産比率
経年変動の把握	・資産負債の経年比較 ・上記比率の経年比較	・行政コストの経年比較 ・上記比率の経年比較
住民一人当たりの状況把握	・住民一人当たりの貸借対照表	・住民一人当たりの行政コスト
類似団体等との比較	上記の指標を類似団体・近隣団体と比較	上記の指標を類似団体・近隣団体と比較

財務書類の科目の説明(主なもの)

1. 貸借対照表

- (1) 事業用資産: 公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産(例: 公営住宅、商工施設)
- (2) インフラ資産: 道路、河川等の社会基盤となる資産
- (3) 売却可能資産: 遊休資産や未利用資産等の売却が可能な資産
- (4) 投資及び出資金: 債券及び株式並びに財団法人の寄付行為に係る出えん金等
- (5) 資金: 歳計現金等
- (6) 未収金: 税等の未収金
- (7) 退職手当引当金: 特別職を含む全職員が年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当見込額

2. 行政コスト計算書

- (1) 退職手当引当金繰入: 将来の退職手当のうち当期に発生した分
- (2) 物件費: 旅費、備品購入費等
- (3) 他会計への支出: 特別会計等他会計への財政支出
- (4) 社会保障給付: 生活保護費等

3. 純資産変動計算書

- (1) 期首純資産残高: 前年度末の純資産の額
- (2) 純経常行政コスト: 行政コスト計算書により算定される数値
- (3) 資産評価替・無償受入: 資産の再評価による損益、無償受入れによる資産増

4. 資金収支計算書

- (1) 経常的収支: 経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないもの
- (2) 公共資産整備収支: 公共資産の整備にかかる収支
- (3) 投資・財務的収支: 地方債の元利償還、発行額の収支等
- (4) 基礎的財政収支: いわゆるプライマリーバランスをいい、公債費関連の歳入・歳出を除いた基礎的な財政収支